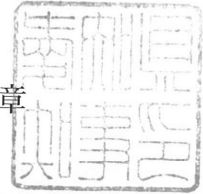


30自環第107号
平成30年6月7日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



昭和の森鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

昭和の森鳥獣保護区特別保護地区について、別添のとおり指定計画案を作成しました。

つきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230（ダイヤルイン）
FAX 052-963-3526

(説明)

平成20年11月1日から「昭和の森鳥獣保護区」において特別保護地区を指定してまいりましたが、その指定期間が平成30年10月31日をもって終了することから、引き続き鳥獣及びその生息地の保護を図るため、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間、「昭和の森鳥獣保護区特別保護地区」として再度指定することについて、貴審議会の意見を求めるものです。

昭和の森鳥獣保護区特別保護地区計画書（案）

【指定】

平成 30 年 月 日

愛 知 県

1 特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

昭和の森鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

豊田市西中山町長根 1—2、深見町長根 1114—1、1114—6 番地の区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日～平成 40 年 10 月 31 日（10 年間）

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

昭和の森鳥獣保護区は、「愛知県昭和の森」として整備され、県内でも多くの人口を抱える名古屋市、岡崎市、豊田市等の市街地からの交通アクセスが良く、県民の憩いの場として多くの利用者がある。区域内に東海自然歩道も通っており、二次林を主とした森林が広く存在し、エナガ、メジロ、イノシシ、ニホンリス等様々な鳥獣が年間を通じて多く観察される。

特に、当該鳥獣保護区の中でも「野鳥の森」と位置付けられている区域については、多くの鳥獣の生息が確認されていることから、鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。

このため、当該区域は、昭和の森鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 定期的に巡視を実施する等により、生息地の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

エ 鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概況

ア 特別保護地区の位置

この地域は、猿投山の南東側山麓に広がる森林地帯であり、「昭和の森」

として遊具施設や自然観察路等が整備され、広く県民等の憩いの場として利用されている。また、指定予定区域内には東海自然歩道が設けられ、同歩道付近が愛知高原国定公園に指定されている。

イ 地形、地質等

この地域は、三河山地の西縁部にあたる起伏の大きい西三河丘陵に位置し、地質は砂礫層からなっている。

ウ 植物相の概要

この地域の森林は、薪炭林などとして利用されてきた経緯があり、指定予定区域ではコナラ、アベマキ等の二次林が大半を占めている。また、沢筋の一部には竹林が見られる。

エ 動物相の概要

この地域は市街地や農村地域と近接しているが、ほとんどが森林であり、イノシシ、ニホンリス等の獣類も生息している。鳥類は、エナガ、メジロ等、低山帯の森林を好む種が多く見られる。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内においては目立った被害はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

損失補償請求の見込みはない。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 17 本

案内板 1 基

7 指定の理由

市街地の近郊を主な生息環境とする鳥獣について、保護、繁殖及び誘致を図ることを目的として、この地区を特別保護地区として継続指定することが望まれる。

8 参考事項

(1) 当初指定

平成元年 10 月 30 日愛知県告示第 1013 号

(2) 経緯

平成 10 年 10 月 30 日愛知県告示第 790 号 指定

平成 20 年 10 月 31 日愛知県告示第 599 号 指定

別表 1 特別保護地区の面積内訳

形態別面積内訳

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	76 ha	— ha	76 ha
林野	76 ha	— ha	76 ha
農耕地	— ha	— ha	— ha
水面	— ha	— ha	— ha
その他	— ha	— ha	— ha

所有別面積内訳

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	— ha	— ha	— ha
地方公共団体有地	76 ha	— ha	76 ha
都道府県有地	76 ha	— ha	76 ha
市町村有地等	— ha	— ha	— ha
私有地	— ha	— ha	— ha
公有水面	— ha	— ha	— ha

他法令による規制区域

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然公園法による地域	30 ha	— ha	30 ha
特別保護地区	— ha	— ha	— ha
特別地域	— ha	— ha	— ha
普通地域	30 ha	— ha	30 ha
文化財保護法による地域	— ha	— ha	— ha

別表 2 生息する鳥類一覧

目	科	種又は亜種	種の指定等	備考
ハト	ハト	○ キジバト アオバト		
カッコウ	カッコウ	ホトトギス		
タカ	タカ	ハチクマ	N T	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		
キツツキ	キツツキ	○ コゲラ アカゲラ		
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	V U	
	モズ	モズ		
	カラス	○ カケス ハシボソガラス ○ ハシブトガラス		
	シジュウカラ	○ ヤマガラ ○ シジュウカラ		
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		
	ウグイス	○ ウグイス		
	エナガ	○ エナガ		
	ムシクイ	○ センダイムシクイ		
	メジロ	○ メジロ		
	ヒタキ	○ シロハラ ○ ツグミ ○ ルリビタキ ジョウビタキ ○ キビタキ		
	アトリ	○ ベニマシコ イカル		
	ホオジロ	ホオジロ ○ カシラダカ ○ アオジ		
	チメドリ	○ ソウシチョウ		
合計	6 目	18 科	30 種	

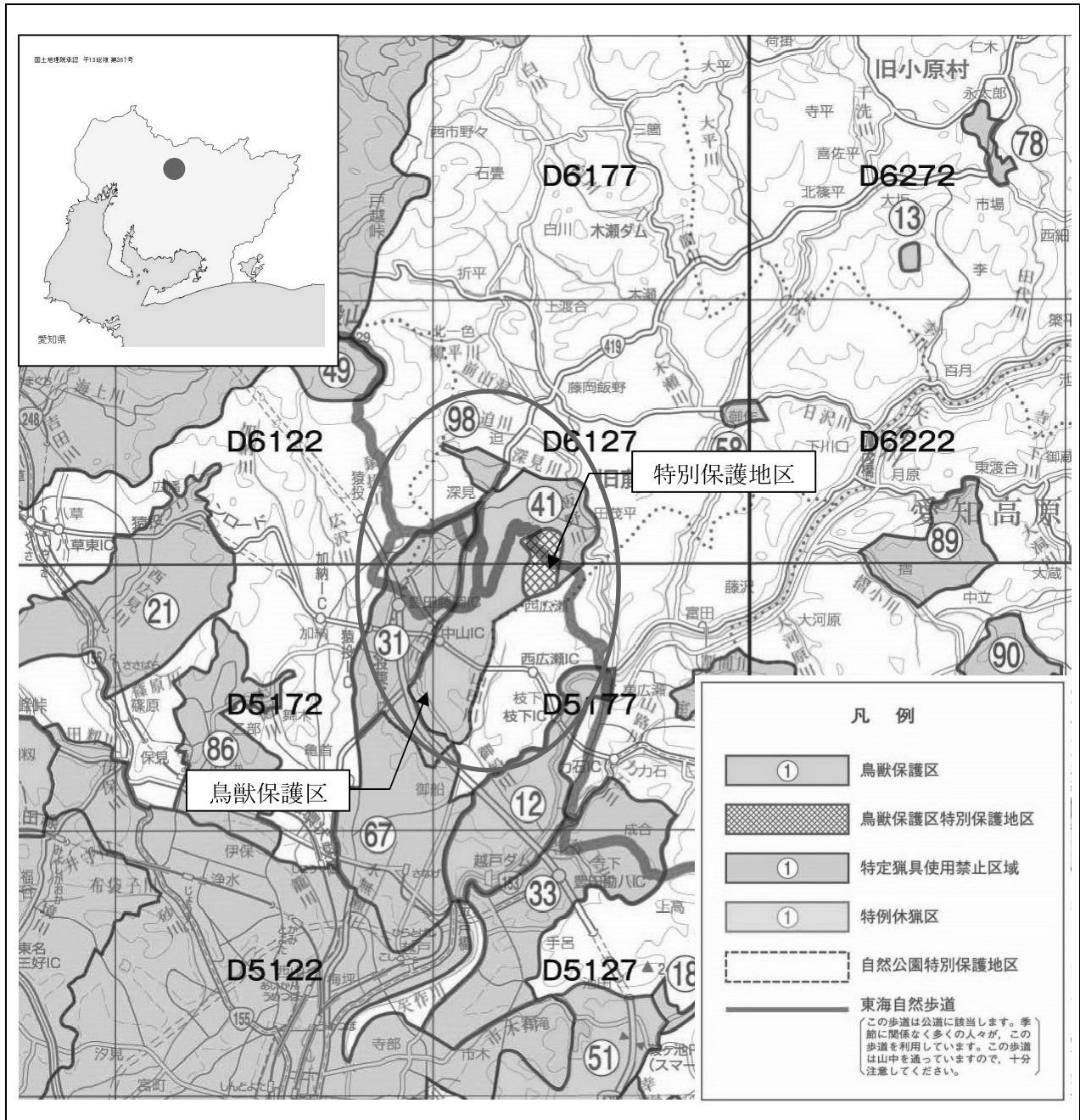
別表 3 生息する獣類一覧

目	科	種又は亜種	種の指定等	備考
モグラ	モグラ	ヒミズ モグラ科の一種		
ウシ	イノシシ	○ イノシシ		
ネズミ	リス	○ ニホンリス		
ウサギ	ウサギ	ノウサギ		
合計	4 目	4 科	5 種	

※ 別表 2, 3 備考

- 平成 28 年度に愛知県が実施した生息調査で確認された種。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第 7 版（日本鳥学会、平成 24 年 9 月）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局野生生物課、平成 14 年 7 月）」に従った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
環境省レッドリスト 2015（環境省自然環境局野生生物課、平成 27 年 9 月）に従った。
C R：絶滅危惧 I A 類、E N：絶滅危惧 I B 類、V U：絶滅危惧 II 類
N T：準絶滅危惧、D D：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。下線は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 2 条第 4 項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

昭和の森鳥獣保護区特別保護地区位置図 (1/120,000)



昭和の森鳥獣保護区特別保護地区区域図 (1/25,000)

